

業 務 仕 様 書

1 対象施設

病 院 名	所 在 地	前年指 定工場
県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町 2-17-77	1 種
県立西宮病院	西宮市六湛寺町 13-9	2 種
県立加古川医療センター	加古川市神野町神野 203	2 種
県立淡路医療センター	洲本市塩屋町 1-1-37	2 種
県立ひょうごこころの医療センター	神戸市北区山田町上谷上字登り尾 3	
県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生 2002-7	2 種
県立こども病院	神戸市中央区港島南町 1 丁目 6-7	2 種
県立がんセンター	明石市北王子町 13-70	2 種
県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町 3 丁目 264	1 種
県立粒子線治療センター	たつの市新宮町光都 1-2-1	1 種
県立粒子線治療センター附属 神戸陽子線センター	神戸市中央区港島南町 1 丁目 6 番 8 号	
県立災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通 1-3-1	
県立リハビリテーション中央病院	神戸市西区曙町 1070	2 種
県立リハビリテーション西播磨病院	たつの市新宮町光都 1-7-1	

2 業務内容

- (1) 近畿経済産業局、近畿厚生局へ提出する、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）第 15 条に基づく中長期計画書(案)を打ち合わせのうえ作成し、近畿経済産業局、近畿厚生局の提出期日 10 日前までに、兵庫県病院局経営課に提出すること。
- (2) 近畿経済産業局、近畿厚生局へ提出する、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）第 16 条に基づく定期報告書(案)を打ち合わせのうえ作成し、近畿経済産業局、近畿厚生局の提出期日 10 日前までに、兵庫県病院局経営課に提出すること。
 ※ 中長期的に見た年平均の原単位の改善率を報告する必要有り。また、作成に当たっては、各病院担当者と打ち合わせのうえ、必要に応じて、現地調査を要する場合があります。
- (3) 病院局が提出した中長期計画書及び定期報告書に対して、近畿経済産業局及び近畿厚生局から問い合わせがあった場合の助言
- (4) 兵庫県立病院エネルギー管理方針第 6 項 1-3 で定める年 1 回の省エネ推進会議にて、各県立病院の省エネ担当職員等に対して、資料作成等必要な準備及び講義を行う。(90 分程度)
 - ア 省エネ法改正（電気需要平準化等）について
 - イ 病院で行う省エネの取組、進め方等について
 - ウ 質疑、応答等
 ※ 内容については、病院局と行う事前打ち合わせで、変更となる場合があります。
- (5) エネルギーの使用に掛かる原単位が増加している施設に対して、各病院担当者において、原因が特定できない場合は、原因解明のための助言等を行い、報告書を提出すること。
 ※ 必要に応じて、現地確認作業が必要になる場合あり。
- (6) 特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画書及び措置結果報告書を提出すること。